

農林水産省料理人顕彰制度実施要領

制定	平成 22 年	5 月 12 日付	22 総合第 209 号
改正	平成 23 年	4 月 11 日付	22 総合第 1817 号
改正	平成 23 年	9 月 1 日付	23 総合第 1115 号
改正	平成 25 年	5 月 1 日付	25 食産第 249 号
改正	平成 26 年	3 月 26 日付	25 食産第 4859 号
改正	平成 27 年	3 月 30 日付	26 食産第 4615 号
改正	平成 27 年	10 月 1 日付	27 食産第 2423 号
改正	平成 28 年	5 月 13 日付	28 食産第 488 号
改正	平成 30 年	3 月 30 日付	30 食産第 5940 号
改正	令和 2 年	4 月 1 日付	元食産第 5715 号
改正	令和 3 年	3 月 26 日付	2 食産第 6656 号

第 1 趣旨

我が国の農林水産業・農山漁村の活力が低下する中、「食」と「地域」の早急な再生と活性化に向けて、農林水産業・農山漁村の 6 次産業化の推進等の取組が求められている。

こうした中、日本の「食」や「食材」、「食文化」の素晴らしさや奥深さ、その魅力に誇りとこだわりを持ち続け、生産者や食品企業等と「協働」した、地産地消や日本の食文化の普及等の様々な取組に尽力されてきた多数の料理人が存在する。

このため、このような各界の料理人を顕彰し、その更なる取組と相互の研さんを促進することにより、我が国農林水産業・農山漁村及び食品産業の発展を図るとともに、観光客の来訪の増加を通じた地域の活性化や食品企業の海外展開の促進に資するものとして、料理人を対象とした顕彰制度（農林水産省料理人顕彰制度「料理マスターズ」）を実施する。

第 2 実施主体

顕彰は、農林水産省が実施する。

第 3 顕彰の対象者

顕彰は、その者の提供する料理・サービスが優れていると認められる現役の料理人（パンや菓子の職人を含む。）のうち、5 年以上にわたり次のいずれかの取組を行い、他の模範とするにふさわしい功績のあった者（過去 5 年以内に禁錮刑以上の刑に処せられた者及び日本国内で叙勲され、又は褒章を授与された者を除く。）を対象として実施する。

なお、これらの取組には、料理人個人のみならず、料理人の所属する飲食店、旅館、ホテル等の経営者や食材調達部門等の者と共同して行われたものも含まれるものとする。

- (1) 産地と連携し、地域の風土や調理法に適した作物の導入、伝統野菜の復活や地域特有の農産物の発掘をし、又は地場の素材を活かしたメニューを開発し、取引の継続や伸張等を通じて、国内における産地の形成や農林漁業者の所得向上等地域の活性化や雇用の拡大等に貢献する取組
- (2) 食品産業等と連携し、食品や調味料の開発、国内の食材を利用した新たな調理法の開拓等を通じた当該食品等の普及によって地域の食材の普及や食文化の発展に貢献する取組
- (3) 日本の食材や食文化、調理技術等について、日本人以外の料理人への教授・指導や、これらを取り入れた店舗の展開等を通じ、海外における日本の食文化の普及と食品企業の海外展開に貢献する取組
- (4) (1)から(3)までに掲げるもののほか、この顕彰の趣旨に照らしこれらと同等程度の貢献が認められる取組

第4 顕彰の応募

顕彰の応募は他薦によるものとする。ただし、シルバー賞、ゴールド賞にあつては自薦とする。応募に当たっては、農林水産省食料産業局長(以下「局長」という。)が別に定める書類を第12の事務局に提出して行うものとする。なお、応募者は、他薦による応募に当たっては、料理人本人の了解を得るものとし、また、満20歳以上の者であつて、かつ、料理人本人と三親等以内の親族でないものでなければならない。

第5 審査委員会の設置

- 1 顕彰に応募のあつた料理人の適正かつ公正な選考を行うため、次に掲げる者から成る農林水産省料理人顕彰制度審査委員会(以下「審査委員会」という。)を設置する。
 - (1) 「食文化」に詳しい学識経験者
 - (2) 「調理の技術」に知見のある者
 - (3) 「食」に造詣が深い文化人・芸能人
 - (4) 農林漁業関係者
 - (5) 食品製造・流通関係者
 - (6) マスメディア関係者
 - (7) ゴールド賞受賞者
- 2 審査委員会は、顕彰の候補者となる料理人について、局長が別に定める審査基準に基づき、厳正な審査を行い、その結果を局長に報告するものとする。

第6 顕彰の決定

- 1 局長は、第5の2の報告を受け、第7の顕彰の種類ごとにその候補者を決定する。
- 2 顕彰を受ける者については、局長が前項の候補者を農林水産大臣に進達し、農林水産大臣が決定する。

第7 顕彰の種類及び受賞者

この顕彰の種類は、次の3賞とし、(1)から(3)までに掲げる賞の区分に応じ、それぞれ(1)から(3)までに掲げる者のうちから第6の規定により決定した者を受賞者とする。

(1) ブロンズ賞

第3に規定する対象者

(2) シルバー賞

(1)に掲げる者のうち、ブロンズ賞を受賞後、引き続き5年以上にわたり同様の取組を行った者であって、他のブロンズ賞受賞者と比較して、取組の内容に進歩、発展又は拡大が認められる者

(3) ゴールド賞

(2)に掲げる者のうち、シルバー賞を受賞後、引き続き5年以上にわたり同様の取組を行った者であって、他のシルバー賞受賞者と比較して、取組の内容に進歩、発展又は拡大が顕著に認められる者であり、その活動や考え方が後進のロールモデルたり得ると考えられる者

第8 受賞者数

受賞者数は、顕彰の種類ごとに次のとおりとする。

(1) ブロンズ賞 8名以内

(2) シルバー賞 5名以内

(3) ゴールド賞 3名以内

第9 顕彰式典の開催

- 1 顕彰は、毎年度1回行うものとし、関係団体や協賛企業等の協力を得て、顕彰式典を行うものとする。
- 2 顕彰は、受賞者に対し、それぞれメダル、証書及び襟章(以下「メダル等」という。)を授与することにより行うものとする。
- 3 2の授与の際、受賞者の取組を支えた関係者(食材を生産した農林漁業者、仲介した卸業者、飲食店の経営者等、第3の(1)から(5)までに掲げる取組を共同して行った者をいう。以下同じ。)についても、受賞者と一体的にその功績を讃えるものとする。

第10 受賞者等の公表

農林水産省は、受賞者及び関係者の概要、実績、具体的な取組等を取りまとめ、広く関係方面に配布するとともに、農林水産省ホームページに掲載するものとする。

第11 メダル等の返納

農林水産大臣は、受賞者が禁錮以上の刑に処せられ、その他受賞者としてふさわしくない行為を行ったとき、又は応募書類に虚偽の内容の記載があったときは、メダル等を返納させることができる。

第12 事務局

顕彰に関する事務は、農林水産省の各局庁及び関係省庁・関係機関との連携協力の
下、同省食料産業局食品製造課外食産業室が行うものとする。

第13 その他

この要領の実施に関し必要な事項は、局長が別に定めるものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成22年5月12日から施行する。
- 2 ゴールド賞受賞者が出るまでの間における第5の1の(7)の「ゴールド賞受賞者」は、「叙勲・褒章を授与された料理人」とする。

附 則

- 1 この要領は、平成23年4月11日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成23年9月1日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成25年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年3月26日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年3月30日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年10月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成28年5月13日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年3月30日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年3月26日から施行する。